電気通信大学IR室規程

平成29年 1月25日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第15条第3項の規定に基づき、電気通信大学IR室(以下「IR室」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

- 第2条 I R室は、電気通信大学(以下「本学」という。)におけるインスティテューショナル・リサーチ(以下「IR」という。)の推進に係る企画、立案及び取りまとめを行う。
- 2 前項の業務は、学内の関連部署と適切に連携の上、実施するものとする。 (組織)
- 第3条 IR室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 室長
 - (2) 室員
- 2 学長が必要と認めるときは、IR室に副室長を置くことができる。
- 3 前2項に規定するもののほか、学長が必要と認めるときは、IR室の運営に必要な職員を置くことができる。

(室長)

- 第4条 室長は、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。
- 2 室長は、IR室の業務を掌理する。

(副室長)

- 第5条 第3条第2項に基づき副室長を置くときは、本学職員のうちから、室長の推薦を 受け学長が指名する。
- 2 副室長は、室長を補佐する。

(室員)

第6条 室員は、本学の職員のうちから学長が指名する。

(任期)

- 第7条 室長、副室長及び室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、副室長の任期の末日は、室長の任期の末日以前でなければならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、IR室に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 この規程は、平成29年2月1日から施行する。

2 この規程の施行の日以降最初に任命される室長、副室長及び室員の任期は、第7条の 規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。